

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計画主体	浪江町

浪江町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：農林水産課

所在地：福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地 2

電話番号：0240-34-0246

F A X 番号：0240-23-5712

メールアドレス：namie16010@town.namie.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンザル・アライグマ・ハクビシン・カワウ・カラス
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	浪江町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	果樹	—
	野菜	—
	計	—
ニホンザル	果樹	—
	野菜	—
	計	—
アライグマ	果樹	—
	野菜	—
	計	—
ハクビシン	果樹	—
	野菜	—
	計	—
カワウ	水産物	—
	計	—
カラス	果樹	—
	計	—
合計	農作物被害	—
	水産物被害	—

(2) 被害の傾向

①イノシシ

中山間地域（津島地区、苅野地区西部、大堀地区南部および西部）が主な生息域であったが、東日本大震災に伴う全町避難以降は生息域が町内一円（権現堂地区、苅野地区、大堀地区、幾世橋地区、請戸地区等）へ拡大している。

平成29年3月に一部地域を除き避難指示解除がされたが、現時点において農

作物に対する大きな被害報告がない一方で、田畑の畦畔及び水路が掘削される被害が町内一円で発生しており、今後の営農再開に大きな支障をきたしている。

また、帰還町民が少なく依然として人間活動による抑圧が低いことや、長期に渡る全町避難に伴う環境変化により、市街地においても頻繁に出没している。人身事故や自動車との衝突事故のリスクが高まっているほか、住家への侵入や庭の掘削といった生活環境への被害が発生しており対策を求める要望が増加している。

②ニホンザル

震災以前は中山間地域が主な生息域であり、震災以前は3つの群（大柿群・昼曽根群・山麓線群）が存在していたが、新たな群（川房群）が確認されている。

未だに捕獲圧や人間活動による抑圧が低く、今後更なる個体数増加と各群の遊動域の拡大や分裂、里地への依存が進むことが懸念される。

現時点では川房群による農作物被害が主であり（春季～秋季）、営農再開にあたっての大きな課題となっている。また、住宅を群れに囲まれるなどして、恐怖心を抱いている町民も少なくない。

③アライグマ

震災以前は目撃情報も少ない状況であったが、現在では町内一円に出没し、住宅地への侵入や家庭菜園等の生活被害報告が上がっている。

④ハクビシン

震災以前は目撃情報も少ない状況であったが、現在では町内一円に出没し、住宅地への侵入や家庭菜園等の生活被害報告が上がっている。

⑤カワウ

震災以前は請戸川河口付近の森林にコロニーが存在したが、東日本大震災の津波により消滅している。しかし、町内一円で目撃情報が引き続き寄せられているため、コロニーの位置が変化し、町周辺で未だ繁殖している可能性がある。

現在は、生息状況の調査が行えない状況であり実態を把握できていない。しかし、相双地方全域の狩猟圧が低下しているため、町内および近隣市町村でも個体数が増加している可能性があり、食害による漁業被害（アユ、ヤマメ等）や糞による生活環境被害の拡大が懸念されている。

⑥カラス

現在、生息状況の調査が行えない状況であり実態を把握できていないが、相双地方全域で狩猟圧が低下しているため、町内および近隣市町村でも個体数が増加している可能性があり、食害による果樹被害や糞による生活環境被害の拡大が懸念されている。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和6年度)
イノシシ	被害額	—	0万円
	被害面積	—	0ha
ニホンザル	被害額	—	0万円
	被害面積	—	0ha
アライグマ	被害額	—	0万円
	被害量	—	0ha
ハクビシン	被害額	—	0万円
	被害量	—	0ha
カワウ	被害額	—	0万円
	被害量	—	0t
カラス	被害額	—	0万円
	被害量	—	0ha
合計	被害額	—	0万円
	被害面積	—	0ha
	被害量(カワ)	—	0t

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 浪江町有害鳥獣捕獲隊を組織し、捕獲活動に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲活動者の高齢化により、後継者の育成が急務となっている。 箱わなに慣れてしまい捕獲しにくい個体が増加している
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 営農再開支援事業を活用し、ワイヤーメッシュ柵及び電気防護柵を実施している。 追い払い活動としてロケット花火等で威嚇活動を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 少人数・大規模営農に伴う、柵の設置・維持管理労力が不足している。 人口密度が低く、組織的な追い払いを行えない。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示解除された行政区の放任果樹の伐採を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 放任果樹を除去したことにより、効果検証をする必要がある。また、それを踏まえて拡充する必要があるか検討する必要がある。 生活圏間沿いに林帯があり、その除去についても地域と協議する必要がある。

(5) 今後の取組方針

平成 29 年 3 月 31 日に一部地域を除き避難指示が解除され、町民の帰町が進んでいる。しかし、令和 3 年 11 月末時点の帰還町民は約 1,750 人であり、震災前と比べると人間活動による抑圧は大幅に低下しているため、野生鳥獣の行動圏が町民の生活圏にまで及んでいる。また、捕獲圧の低下に伴う個体数の増加も相まって、帰還した町民との間に大きな軋轢が生じている。

野生鳥獣に係る被害が復興へ悪影響を及ぼさないように、農林漁業関係者や行政区等と連携して野生鳥獣による被害の実態調査を実施する。被害防止対策として、有害鳥獣捕獲隊と連携しながら適切な調整を行い環境整備や個体数調整に取り組む。

なお、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、カワウ、カラスについては有害鳥獣捕獲での個体数調整を行い、ニホンザルについてはニホンザル管理計画に基づき個体数調整を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

本町に住所を有する狩猟者の中から、町長が浪江町有害鳥獣捕獲隊員として委嘱を行い、浪江町有害鳥獣捕獲隊を組織する。

(隊員 9 名、令和 4 年 1 月現在)

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
4	イノシシ ニホンザル アライグマ ハクビシン カワウ カラス	・ 地域住民からの情報収集
5	イノシシ ニホンザル アライグマ ハクビシン カワウ カラス	・ 被害状況調査および分析
6	イノシシ ニホンザル アライグマ ハクビシン カワウ カラス	・ 箱わな等の捕獲機材の導入 ・ 狩猟免許取得についての周知活動

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福島県第13次鳥獣保護管理事業計画（案）、福島県ニホンザル管理計画、浪江町ニホンザル管理事業実施計画、福島県イノシシ管理計画、福島県アライグマ防除実施計画、福島県カワウ管理計画に基づく基準により捕獲する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画（案）及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 目標捕獲数 600 頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画（案）及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 目標捕獲数 600 頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画（案）及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 目標捕獲数 600 頭
ニホンザル	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画（案）及び福島県ニホンザル管理計画、浪江町ニホンザル管理事業実施計画に基づく基準による。 目標捕獲数 80 頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画（案）及び福島県ニホンザル管理計画、浪江町ニホンザル管理事業実施計画に基づく基準による。 目標捕獲数 80 頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画（案）及び福島県ニホンザル管理計画、浪江町ニホンザル管理事業実施計画に基づく基準による。 目標捕獲数 80 頭
アライグマ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画（案）及び福島県アライグマ防除実施計画の基準による。 目標捕獲数 100 頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画（案）及び福島県アライグマ防除実施計画の基準による。 目標捕獲数 100 頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画（案）及び福島県アライグマ防除実施計画の基準による。 目標捕獲数 100 頭
ハクビシン	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画（案）の基準による。 目標捕獲数 100 頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画（案）の基準による。 目標捕獲数 100 頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画（案）の基準による。 目標捕獲数 100 頭
カワウ	第13次鳥獣保護管理事業計画（案）及び福島県カワウ管理計画に基づく基準による。 目標捕数 10 羽	第13次鳥獣保護管理事業計画（案）及び福島県カワウ管理計画に基づく基準による。 目標捕数 10 羽	第13次鳥獣保護管理事業計画（案）及び福島県カワウ管理計画に基づく基準による。 目標捕数 10 羽

カラス	捕獲が必要と考える場合に、銃器により必要最小数の捕獲 目標捕数 10 羽	捕獲が必要と考える場合に、銃器により必要最小数の捕獲 目標捕数 10 羽	捕獲が必要と考える場合に、銃器により必要最小数の捕獲 目標捕数 10 羽
-----	---	---	---

捕獲等の取組内容	
手段：① イノシシ	箱わな、銃器による
② ニホンザル	箱わな、銃器による
③ アライグマ	箱わなによる
④ ハクビシン	箱わなによる
⑤ カワウ	銃器による
⑥ カラス	銃器による
場所：人的被害の恐れのある地区および農作物の被害が大きい地区を重点的に実施する。	
実施：安全かつ効果的な捕獲を行うため、地域住民の理解を得ながら、有害鳥獣の行動を把握し、必要最低限の捕獲を行う。	

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
浪江町内	カワウ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ ニホンザル	電気柵 150,000m ワイヤーメッシュ 柵 30,000m	電気柵 150,000m ワイヤーメッシュ 柵 30,000m	電気柵 150,000m ワイヤーメッシュ 柵 30,000m
カラス	防鳥ネット 1,500m	防鳥ネット 1,500m	防鳥ネット 1,500m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	・ ワイヤーメッシュ柵及び電気柵の管理の説明会	・ ワイヤーメッシュ柵及び電気柵の現地指導	・ ワイヤーメッシュ柵及び電気柵の管理を町民自

			身で実施。状況に応じてサポート
ニホンザル	・ 複合柵の管理の説明会	・ 複合柵の現地指導	・ 複合柵の管理を町民自身で実施。状況に応じてサポート
カラス	・ 防鳥ネットの管理の説明会	・ 防鳥ネットの現地指導	・ 防鳥ネットの管理を町民自身で実施。状況に応じてサポート

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

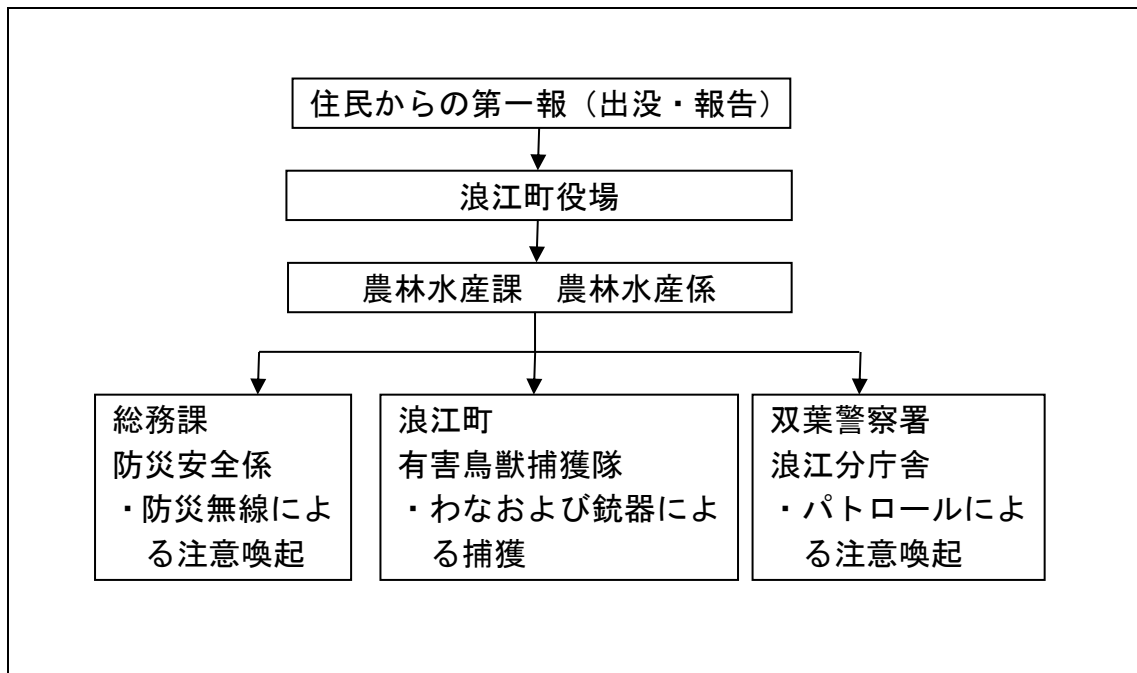
年度	対象鳥獣	取組内容
4	イノシシ ニホンザル アライグマ ハクビシン	・ 放任果樹等の情報収集（鳥獣の出没状況等）
5	イノシシ ニホンザル アライグマ ハクビシン	・ 放任果樹等の除去
6	イノシシ ニホンザル アライグマ ハクビシン	・ 除去したことによる効果検証

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（1）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
浪江町	浪江町有害鳥獣捕獲隊へ連絡し、周辺住民へ防災行政無線による注意喚起を行い併せて現場へ向かう。また、現場周辺で作業している方への注意喚起をしながらパトロールする。
浪江町有害鳥獣捕獲隊	周辺の状況を勘察した上で、わな及び銃器による捕獲を行う。
双葉警察署浪江分庁舎	連携を図りながら、パトロールによる注意喚起を行う。
福島県相双地方振興局	町からの連絡を受けて捕獲許可を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

双葉地方広域市町村圏組合が設置した施設にて処分

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

国から原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限及び摂取制限の指示が出されていることから、当面の間、食品としての利用は困難なため、学術研究等への利用とする。

(2) 処理加工施設の実施

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害対策協議会の名称	浪江町鳥獣被害対策協議会
機関の名称	役割
浪江町	事務局及び会計を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
福島さくら農業協同組合	農作物被害の発生に応じ、当該地域における営農指導及び情報提供、防除技術伝達を行う。
泉田川漁業協同組合	鮭の新魚及び鮭被害発生の情報提供を行う。
室原川・高瀬川漁業協同組合	アユ、ヤマメ等被害発生の情報提供を行う。
福島県猟友会浪江支部	生息・生態の情報提供を行う。
浪江町有害鳥獣捕獲隊	情報提供や捕獲方法の周知等を行う。
双葉地方森林組合	林業被害の発生に応じ、当該地域における林業指導及び情報提供、防除技術伝達を行う。
浪江町行政区長会	被害状況の情報提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福島県相双地方振興局 県民環境部	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、助言、指導を行う。
福島県相双農林事務所 双葉農業普及所	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、助言、指導を行う。
磐城森林管理署 富岡森林事務所	国有林における有害鳥獣関連情報の提供を行う。
福島県相双農林事務所 富岡林業指導所	有害鳥獣関連情報の提供及び森林整備に関する助言指導を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置なし

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし